

食品安全委員会第 123 回会合議事録

1．日時 平成 17 年 12 月 8 日（木） 14:00 ~ 15:15

2．場所 食品安全委員会委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について

・農薬「オリサストロピン」に係る食品健康影響評価について

(2) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（11 月分）について

(3) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、中村委員、本間委員、見上委員

(専門委員)

吉川プリオン専門調査会座長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、

境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を
摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉、内臓を摂取する
場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「オリサストロピン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果に
ついて

資料 2 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（11 月分）について

資料 3 汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置に

ついて(案)

6. 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第123回の会合を開催いたします。本日は、7名の委員全員が出席でございます。

また、本日は、吉川プリオン専門調査会座長にも御出席していただいております。どうもありがとうございます。

会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料の「食品安全委員会(第123回会合)議事次第」がありますので御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。本日の資料は4点であります。

資料1-1が、「『米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉、内臓を摂取する場合のリスクの同等性』に係る食品健康影響評価について」であります。

資料1-2が、「『オリサストロピン』に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」であります。

資料2が、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(11月分)について」です。

資料3が、「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について(案)」であります。

資料、お手元でございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。米国・カナダ産牛肉等、及び農薬「オリサストロピン」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見情報の募集手続が終了いたしております。

まず初めに、「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉、内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価につきまして、吉川プリオン専門調査会座長から、御説明をお願いいたします。

吉川座長 それでは、お手元の資料1-1に基づきまして説明した

いと思います。

1 - 1 は報告書の鑑になっておりますけれども、実際の内容は別添に書かれております。この間、審議結果についての意見募集あるいはいわゆるパブコメを行って、8,846 通というインターネット、ファックス、郵送等の意見がございまして、それが参考 1、48 ページにまとまっております。この間、そこにありますように、リスクコミュニケーションを 11 月 14 日札幌、15 日大阪、16 日仙台、17 日福岡、18 日広島、21 日名古屋、22 日東京という格好で全国で開いて、総数 905 人、そこでの御意見及びその回答というのが参考 2 になっております。最後の 86 ページからは、別添の評価についての本文について、正確を期すために、もう一度語句についてチェックをして、一部語句の差し替えあるいは「てにをは」を変えました。本質的には、内容としては特に変わっておりませんが、新旧対照表を付けておきましたので、参考にさせていただければと思います。

それでは、12 月 6 日をもちまして「食品安全委員会プリオン専門調査会」の座長名義で「食品安全委員会」の委員長、寺田先生に「米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について」の回答を送ったということです。内容については、前回 12 月 5 日のときに細かい説明をいたしましたので、今回は省かせていただきます。特に、審議を終えた後、開かれたパブコメとリスコミの質問、その他回答について、概要を説明したいというように思います。

先ほど、8,846 通と言いましたけれども、基本的にいろいろな分野にわたって質問が来ております。評価案に対して賛成というか、受け入れられるというのが大体 4 割強くらい。評価案の結論を含めて、もしリスク管理側が輸入再開という措置をとるなら、それには賛成できないというのが 5 割強というような傾向でございました。さまざまな意見を集約して、そこに意見と回答という格好で、総論から始まって各論の各項目について全部事務局の方と見て、グループ分けをして、同じような内容のものについてはまとめて回答してあります。委員会そのものに対する、あるいは評価案そのものに対する質問がかなり多かった部分は、今回、特に輸出管理のプログラムというものを仮定し

た上での評価であったということもありまして、管理機関に関する手順、その他の要望が非常に多かった。それについては、回答に書いてありますけれども、具体的な内容を含めて、管理側に伝えるということになっております。意見情報には、事務手続きに関するものもかなりありまして、これに関しては、事務局で回答を作成して、回答欄に書いてございます。

個々の質問と、それに対して調査会で各専門委員の意見を伺いながら回答案をつくったわけですが、それについては時間がかかりますので省略をしますけれども、見ていただきたいと思います。主に、評価そのものに関しての問題点としては、リスコミのときもそうだったんですけれども、端的に言って結論が非常にわかりにくいという意見がやはり多かった。

それは、結論の最初のところで日米あるいはカナダの情報の質・量にかなり限界というか、差があって、科学的同等性を見るという評価としては、国内の見直しのレベルのような質あるいは量で解析することが非常に難しかったということと、今回の評価、諮問そのものが輸出規制、輸出管理プログラムを遵守するという仮定の上での科学的同等性評価という諮問であったので、前半としては、そういう諮問に直接科学的同等性として答えるのは難しいという返事をしたわけですが、後段で、しかし、20か月以下で、全月齢からSRMを取る、それが遵守されるという条件であれば、日米あるいは日本・カナダの流通している肉とそういう条件で来る肉、その他についてのリスクの差は非常に小さいという結果になるという、質問2つに対して答え2つというような書き方をしたものですから、わかりにくいという意見が多くて、各リスコミの場でもその説明を、今、言ったようにしたんですけれども、やはりわかりにくい印象を与えてしまったのかなというふうに思います。

今後、諮問が来たときに、諮問の背景及び真意は何かという議論を今回、最初に管理側と評価側の役割を含めて、審議に入る前はかなり議論したんですけれども、諮問の条件そのものについてどこまで、特に予防原則を含めて、あるいは管理機関が対応を見直すというような

ときには、どうしても今、取られていない条件について、それを前提の上で評価するという諮問もすべて拒否するわけにはいかないとは思いますが、どこまでその仮説というか、仮定を入れて評価することが可能なのかというのは、今回、かなり大きなテーマであって、結論が出たとは思いませんけれども、今後、そのような諮問もまた来るかと思えますけれども、そのときに仮定の大きさというか、範囲の広さによっては諮問に答えられないという回答もあり得るのではないかというふうに今、感じております。

具体的な内容の部分になりますけれども、米国とカナダの生体牛を含めた侵入リスクについて、個々に評価した上で、米国からカナダ、あるいはカナダから米国への牛及び飼料の移動というものについて評価をするというスタンスで来ましたが、後半、米国とカナダはそれほどリスクに大きな差がないということで、一括して相殺をしてしまったものですから、そこに関してもう少し詳しく分析をするべきではなかったのかという意見がかなりありました。一番初め的时候にカナダ・米国それぞれをやるか、あるいは北米一体と考えて処理するかという議論があって、とりあえずアメリカから始めて、カナダを含めてやるという方針にしたんです。もう一つの方法として、北米一体で、例えば、国内でも北海道と本州、あるいは本州と北海道というような格好で物流は盛んなわけですが、アメリカ・カナダ一体として考えた場合でも、侵入リスクとすれば最大のリスクを持った生体牛、アメリカの場合最大で約7倍、カナダで約6倍、合わせて13倍ぐらい肉骨粉、油脂に関しては、当時日本より少ないという点を考えると、国内の暴露を含めて13~20倍くらい。それに対して飼育規模は米国が20倍くらい、カナダが3倍強という点を考えれば、100万頭当たりというような相対リスクにして考えれば、やはり日本と同等レベルという点では、北米一体という分析の方がわかりやすかったのかもしれないと今は思っております。

「付帯事項」のところに、要望ではないんですけども、分析してきた結果として、米国に幾つかの項目について、特にサーベイランスの継続、強化継続、あるいはSRMの利用の禁止といったようなこと

を書いてきたんですけれども、もう少し強い調子で明確に書くべきだったというような意見がかなり目立ったというふうに思います。特に、サーベイランスに関しては、特に米国の場合ですけれども、過小評価になる、あるいはハイリスク牛、それもハイリスクの一部に偏ってすごくバイアスが出るのではないか、あるいは検査感度が悪いために低く出るのではないかということは本文の方にも書きましたけれども、それに関して信頼に足らないのではないかという意見がかなりあったなと思います。実際には、先ほど言ったように、侵入リスクと国内暴露という上流からのシナリオと実際に出たサーベイランスの方から足りない部分を外挿して両方のリスクから読むという操作をしたわけですから、リスクそのものの評価はどちらかという上流から呼んできた侵入リスク、暴露リスクという方に重きを置いて最終的に評価をしていって、サーベイランスから持ち上げてきたデータというのは、どちらかという参考にとどめるという評価で総合評価をしてきたというように思っております。

その他、個々の問題に関して豚、鶏からの交差汚染の問題、あるいはシカ、CWDとかといった問題についての指摘もありましたけれども、基本的に審議会の中でほとんど議論をしてきたし、完全に尽くせたかという問題はありますけれども、それなりの時間をとって専門家として分析をしてきたというように思っております。

大体そんなところでございます。

寺田委員長 本当にどうもありがとうございました。先ほど、座長の方から言われましたように、この問題、データが質量とも日本の場合と比べて少ない点もあり、いわゆる厳密な意味での科学的な評価ということはなかなか難しいんです。

もう一つは、条件を付けていますので、大部分のところはその条件を守るという仮定の下でやるということで、どちらかというところ、これは本当に管理側がどのように管理側としてきちんと働いてくれるかというところに信頼を置いて評価をした。これも、ある程度、外国との場合はどうしてもそういう国と国との約束で、これは仕方がないと思いますので、そういう面でも大変な御苦勞をなされたと思います。専

門調査会で手に入るデータはすべて検討されて、まとめてくださって、大変感謝しております。これは、座長のみならず、専門調査会の委員の先生方、あるいは管理官庁、カナダ・アメリカ、資料を提供して下さった方にも感謝したいと思っております。

今の御意見がいろいろ出ましたことにつきましては、座長が言われましたように8,800で大変国民の多くの方から御意見をいただいて、今更のようにこの問題に対する関心の強さというものを感じているわけでございます。

ただいまの座長の説明の内容あるいはこの評価結果につきましては、委員の先生方、何か御意見がございましたらどうぞおっしゃってください。

どうぞ。

坂本委員 今回の評価というのは、リスク管理機関から提出された輸出プログラムをベースにして検討されたものでして、今も委員長のお話がありましたように、輸出プログラムがきちんと遵守されればリスクの差は非常に小さいという結論を出していただいたと思います。したがって、リスク管理機関では、米国产及びカナダ産の牛肉等の輸入再開を決定するのであれば、米国及びカナダに対して輸出プログラムを厳重に遵守させるために万全を尽くしていただきたいという希望も含めて、意見です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございませんか。

どうぞ。

小泉委員 結論につきましては、特に異論はございませんが、今後の問題に関しまして、3点意見を述べさせていただきたいと思っております。

1つは、我が国もSRM除去の遵守状況のデータを出すべきではないかという問題です。この報告では、前提となっている米国・カナダの輸出プログラムをリスク管理機関がきちんと検証して「食品安全委員会」に報告すべきとしております。しかし、この書き方を見ますと、我が国は非常に安全性が高くて、米国・カナダはいかにも危険性が高いように受け取れます。20か月齢以下か否かにつきましては、日本の

方が正確にわかると思います。しかし、この月齢の問題につきましても、牛肉の安全性を担保するという観点から見れば、それほど大きな問題ではなく、この点については諸外国のほとんどの科学者も述べておりますように、安全性を担保する最も重要な点というのは、やはりSRMの除去であります。そういう意味で、米国のSRM除去につきましても、違反も含めてデータをしっかりと出している点で私は評価できるのではないかと思います。

我が国がいかに100%きっちりとSRM除去をしているように思われているかもしれませんが、やはりこの委員会は中立性を重視するのであれば、日本もSRMの除去について検査官がどれぐらいの頻度でチェックし、違反件数や内容について米国と同じようなデータを示すべきだと思います。特に、我が国では21か月齢以上の牛も食べているわけですから、このSRMの除去の遵守状況の検証というのは、非常に重要かと思えます。

あと2点ですが、もう一つは、BSE研究の問題です。

昨日、見上委員から文献をいただいた中に、OIEの名誉顧問の小澤氏が投稿された今年の獣医学雑誌に、食品安全について米国の研究計画が書かれております。BSE研究の年間予算が約十億円あまり、何をどのような計画で行うかが書かれておりまして、また国際協力によるBSE共同研究についても記述されております。一方、我が国のBSE研究につきましても、どれぐらいの予算がどのような計画の下で投じられ、現在、成果として何がわかったのか、そして国際共同研究がどのような形で行われているのか、ほとんど見えない状況です。国費で行っている限りは、国策に重要な研究については透明性を確保して、途中経過も含めて、成果を早めに報告すべきと考えております。

科学者というのは、ほとんどが感染実験で発症したとかいったようなポジティブデータが出ないと、なかなか論文にしない傾向が強いんですが、食品安全に関しましては、ここまでが安全というネガティブデータが非常に重要なポイントであるわけです。特に、この21、23か月齢の感染実験の途中経過の報告も含めて、どんな研究が行われて、どのような成果が得られたのかを逐一報告することは、食品安全の科

学的評価を行う上で非常に重要であると、私が以前、この4週間前に申し上げましたように、再度申し上げたいと思います。

3点目です。米国が日本の牛肉の安全性についてどのように評価しているのかということなんです。今後、米国・カナダの牛肉が日本に輸入再開された場合、逆に日本からの牛肉の輸出再開もなされる可能性が高いと思います。その場合、米国は我が国の牛肉の安全性についてどのように評価したのか、これを知ることが、私は今後の日本の評価の在り方を幅広い観点から検証する意味で大切ではないかと思えますので、今後は是非、米国やその他の国々の評価手法を検討していくべきであろうと思います。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

この専門調査会の間でも座長などとお話したんですけれども、米国あるいはカナダのリスクの評価をやるということは、すなわちミラーのようなもので、日本の国内の管理の方にもやはり考えなければいけないというようなことをいろいろ出てくるのでありまして、そういう点から言われると、その部分は確かに自分らに自戒の面を含めているいきちんとやっていく必要はあるかとは思っています。

研究のことに关しましては、おっしゃるとおりなんです、私はいつも言っているんですけれども、レフリーのいる英文国際専門誌に論文をできるだけ早く出していただけることが一番大事だと思いますし、想像なんです、パブリックの立場に途中経過をというのなかなかやりにくいだろうとは思いますが、ぼつぼつもう時間が経っていますので、言われることもそういうところもあるかもわかりません。それよりも、何よりも日本のために国際誌にきちんとした形で出すことが、我が国のプリオン専門家の方にとって、それは本当に心されることが大変大事だと思っております。

何か御意見ございますか。どうぞ。

吉川座長 3点伺いました。最初の日本のSRMの遵守状況の評価という点に関しては、国内見直しの際にSRM除去の対策強化という中で、やはり科学的検証が必要であるということを明記して、あの

ときの管理機関との約束では、最低年2回は検査をする。その結果についても公表するという約束できていますので、単純計算すれば、あれが5月でしたから、そろそろ第1回目の答えが出てくるだろうと思いますし、その点に関して、どちらかというところ、日本は法律をつくるとそれがゴールになってしまって、その法律がどれだけの有効性を持って実行されたかという検証に非常に弱いところがある。それは、やはりアメリカと日本の国民性の違いのような部分があって、先ほど最後の点で言われたように、アメリカは日本をどう評価したか。それは、互いに科学的評価の戦いというか、バリデーション同士になるわけで、私もそのときに同じことを問われると私も思います。そういう意味では、管理側はあのときの約束に基づいてちゃんとしたデータを出していただきたいと思いますし、議事の中でも何回か議論をいたしましたし、答申の中にも、最終的には日本に対しては付帯事項のところから消しましたけれども、本文の方には書いて、やはりそういう意味では科学的な検証として日本側もきちんとしたデータを出すべきであるということは、ピッシングの件も含めて、偏らない評価ということを心がけてきたつもりであります。

BSEの研究問題は、これも審議会の中で何回か議論になって、確かにプライオリティーの問題とかいろいろあるかとは思いますがけれども、できればリスコミのときにも同じような質問をされて、私は非公式に聞いているのはこうだと説明はそのときはしておいたんですけども、国民の税金でやっているわけですから、発表できるところはやはり公表して、リスク評価の役に立てるということは必要だと思いますし、全体としてどういう施策、あるいはどういう方針で動いているのかというのは、私も、だれかがしかるべき責任で、成果の公表を含めてどういう方針で進んでいるという評価についても、なされているはずだと思うんですけども、もう少しわかりやすい格好で還元する必要性はあると思います。

3番目の米国の評価については、私、非常に興味があります。もし「食品安全委員会」を通して米国が日本に対して輸出再開の措置をとるとすれば、どういう評価結果として、どういう基準をもって認可を

するのかということがわかれば、是非、知らせていただきたいと思いをします。

寺田委員長　ちょっとつけ加えますと、一般的なルールとしまして、こちらで評価したことは、管理側からこちらの評価に対して管理側はこういう政策決定をしました。例えば、ADIをこちらで決めると、向こう側は残留基準をこのようにしましたということを大体6か月ぐらいの期間でこちらに返ってくるんですが、ちょうど日本の方の国内見直しとか中間報告を全部含めまして、ぼつぼついわゆる報告的なものが管理側から我々評価側に対して来るころだろうと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

寺尾委員　ただいまの吉川座長から御報告ありましたけれども、全部で8,846通でしたか、いろいろなコメントとか御意見をいただいたわけで、これは「プリオン専門調査会」でいちいちチェックしていただきまして、大変な御努力だったと思います。改めて「プリオン専門調査会」の先生方に感謝したいと思うんですけれども、結論は多分これは10月31日に出されました答申案に本質的な変更を加える必要がなかったということだろうと思います。もし、そういうことであれば、私はこれに対して賛成であります。

今回のいろいろいただきました御意見を見ますと、リスク管理に対する御意見というのは非常にたくさんございますね。これに対しましても「プリオン専門調査会」の方は、これは管理の問題だからということで、管理機関に投げてしまうというのではなくて、いちいち回答を寄せていただいておりますので、これはどうしてもこの御意見も農水省、厚労省の方にお寄せいただく必要があるのではないかなと思います。

そういうことで、答申を出しますと、これは管理機関の方でこれから施策を決定するんですけれども、多分これは新聞などを読んでいまして、もうすぐに米国・カナダから輸入を再開するというようになるんだらうと思いますので、それを前提にいたしまして、幾つか管理機関に注文をつけさせていただきたいなと思います。

1つ目は、坂本先生がおっしゃいましたようなことでありまして、

これは今回の答申というものは、米国・カナダが日本向けに輸出するプログラムが遵守されていれば、リスクの差はほとんどないんだという結論になっておりますので、この遵守されているということが非常に大事でありますので、どうか管理機関といたしましては、米国・カナダに遵守させるように最大限の努力を払っていただきたいということが1点。

その上でもって、両省は米国・カナダ、これは多分これから調査に行くと思うんですけども、このプログラムの実効性と遵守状況というものをきちんと把握する。これは、把握する義務があるんだろうと思いますので、どうかそこのところはしっかりやっていただきたいということ。

3番目は、調査をしてきた結果につきまして、今後、私どもは遵守状況というのを一応知る義務があると思いますので、両省にはこちらにきちんと報告をいただきたいということです。更に重要なことは、この問題は国民の皆様方、非常に心配をなさっているというか、関心を持っているというか、そういうことがありありと調査の結果が出ておりますので、どうか国民の皆様方にわかるように詳しく説明をしていただきたいということです。

最後に、吉川座長も先ほどおっしゃっていましたが、答申案の6というところに「結論への付帯事項」というのがございまして、これは米国・カナダのBSE管理につきまして幾つかの注文のようなものが付いておりますので、この点につきましては、リスク管理機関からアメリカ及びカナダの政府にしっかりと申し入れて欲しいということをお願いしたいと思います。

私の注文は以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。今のことに関しまして、どなたかございますか。よろしゅうございますね。本当にごもっともな御意見だと思います。

ほかに。どうぞ。

本間委員 3名の委員が既に申されましたので、重なる部分は省きたいと思いますが、私、この諮問に関しましては、21か月あるいは2

3 か月 齡 の サ ン プ ル が 日 本 で 発 生 し て し ま っ た と い う の は 1 つ の 大 き な ス タ ー ト で あ っ た よ う に も 思 い ま す 。 こ れ に 関 し ま し て は 、 確 か に 十 分 な デ ー タ の 公 表 が 望 ま れ ま す し 、 私 も で き る だ け 現 時 点 の デ ー タ で 構 わ な い と 思 い ま す が 、 平 易 な 説 明 を さ れ る こ と を 願 っ て お り ま す 。 し か し 、 一 方 で 専 門 調 査 会 の 当 初 の 議 論 の 中 で 、 や は り 潜 伏 期 間 と い う こ と に 関 し て 、 か な り 慎 重 な 議 論 が さ れ た こ と は 大 切 な こ と だ っ た と 思 っ て お り ま す 。 判 断 は 現 実 的 に は こ の よ う に 出 さ れ た こ と は 結 構 な こ と で ご ざ い ま す が 、 も し 「 プ リ オ ン 専 門 調 査 会 」 が 存 続 す る 限 り に お い て 、 や は り 議 論 が 集 中 し ま し た 部 分 に 関 し ま し て は 、 1 年 に 一 度 ぐ ら い の レ ビ ュ ー の よ う な も の が 、 も し や 専 門 の 方 々 の 御 意 見 と し て 承 る こ と が で き れ ば 、 願 っ て も な い か と 思 っ て お り ま す 。

あ と 、 こ れ は 、 実 際 は 管 理 の 方 式 そ の も の で あ り ま し て 、 こ の 委 員 会 が 専 管 的 に や る お 話 で は な い と い う 意 見 も あ っ た と は 思 い ま す け れ ど も 、 私 は や は り こ う い う の は 幾 つ か の 行 政 機 関 が 重 な っ て そ の よ う な も の が 実 行 さ れ 得 る と 思 っ て お り ま す が 、 実 際 の 管 理 の 仕 方 に つ き ま し て は 、 い ろ い ろ な 国 際 的 に 標 準 化 さ れ る よ う な 保 障 機 関 の 仕 組 み も ど の よ う な 対 応 に な る の か 、 あ る い は こ う い う こ と に 関 し ま し て 、 農 水 省 の 方 か ら も ま た 状 況 を 承 る こ と が で き れ ば と 願 っ て お り ま す 。

以 上 で ご ざ い ま す 。

寺 田 委 員 長 どう も あ り が と う ご ざ い ま し た 。 そ う い う 国 際 的 な 管 理 状 態 と い う こ と な ど 、 改 め て 農 水 省 の 方 と か お 話 が 出 る と 思 い ま す け れ ど も 、 全 体 で 動 い て い る と こ ろ も あ り ま す し 、 会 議 の 内 容 に 関 し ま し て も 調 査 会 の 中 で い ろ ん な 国 の 管 理 の 仕 方 に つ い て 議 論 が あ っ た と 思 う ン で す 。 そ う い う と こ ろ も 横 目 で 見 な が ら 日 本 の 立 場 、 管 理 の あ り 方 を 改 善 し て い く 。 ま た 、 こ う い う 管 理 と い う 問 題 よ り も 、 B S E と い う は っ き り わ か ら な い 病 気 が ぼ つ ぼ つ と わ か っ て き つ つ あ る と こ ろ で 、 新 し い 科 学 を 取 り 入 れ て 、 ま た 判 断 を 管 理 の 方 に 私 ど も と し て は 科 学 的 な 評 価 を 提 供 す る 。 検 査 法 の 問 題 だ と か 、 ど の ぐ ら い の レ ベ ル の 異 常 プ リ オ ン が あ っ た ら 本 当 に 人 間 に 対 し て リ ス ク が あ る の か 、 い ろ ん な 問 題 が 山 ほ ど 残 っ て い る と 思 う ン で す 。 行 政 的 な 面 を 含 め て の 科 学 、 い わ ゆ る 規 制 科 学 に と り ま し て も 大 事 な 情 報 が 、 日 本 を 含 め

まして世界中でいろんなところから出てくると思いますので、当然、専門委員の先生方は常に目を開いてくださっていると思えますけれども、私ども委員会もできるだけそういうところは目を開いて、刻々変わるものだというような形で考えておいた方が私はいいと思っております。よろしいですね。

吉川座長 異存はありません。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 私は「プリオン専門調査会」の方々の議論をずっと拝聴してきましたので、この答申の形というのは、異論はありません。

ただ、各地の意見交換会とかに、自分も出て、またパブリック・コメントなどを拝見して、幾つか、これからのこともあり、少し感想めいた部分もありますけれども、申し上げたいと思うんです。

1つは、やはり私が出た意見交換会でもそうなんですけれども、吉川座長も聞いておられたように、とにかくわかりにくい。一方では、科学的な同等性を評価するのは困難であると言いながら、しかしその輸出プログラムという一定の前提の下であれば、リスクは非常に少ないという、そこがわかりにくい。それで、改めてそういうわかりにくいという言葉をいろいろ聞いて、私はもう一回諮問文を見てみると、実に不思議な構成になっているんですね。つまり「現在の米国・カナダの国内規制」という、全く漠然とした大きなくくりでまずそれを諮問の前文に書いている。「及び日本向け輸出プログラムにより管理」、これは、全く狭められた前提です。これは、言葉が両方並んでいるんです。それで多分、先ほど吉川座長が率直におっしゃったように、諮問の段階でのいろんな議論というのは確かにあったんですけれども、そういう中で、とにかく10回の議論をして、最大限科学的なアプローチをしてやってきたという、その努力は、私は大変に尊いものだと思うんです。

ただ、これから先どんなことがあるかわかりませんが、先ほど吉川さんもおっしゃったように、ここのところをいつもこういう形で議論ができるとは限らないんですよというような意味のことをおっしゃったのは、私は本当に1つの教訓というか、それは御意見として

伺っておいたらいいと思います。

もう一つ、私 が わかりにくいということで感じたのは、輸出プログラムということについて、あそこで書いてあるのは生後 20 か月以下ということと、SRM は日本向けは完全に除去するという事になってるんですけども、私 が 理解するところでは、この輸出プログラムというのは、実は相当に厳密なものでありまして、アメリカのパッカーごとに、パッキングプラントに USDA が 認証するわけですけども、認証の条件というのは、それぞれの輸出先向けに違っておりました、メキシコ向けのはメキシコ向け、ヨーロッパ向けならヨーロッパ向けとそれぞれ違うんです。ただし、その根底にあるのは、どこに輸出相手国であっても同じなのは、そのパッキングプラントの経営状態がきちんとしている。つまり、経営状態がきちんとしているということは、妙なごまかしなどをして不当な利益を得るような企業は駄目ですよ。それから、従業員の労働条件だとか、HACCP をきちんとしていますかとかということをや非常に細かく条件があって、それをきちん満たしていれば、しかも日本向けについては、今の 20 か月以下と SRM の除去というのが加わって、ですから相当にこれはアメリカ国内においてもそう簡単に認証が受けられるものではない。相当に準備をして、書類もきちんつくって USDA に申請しないと、それは得られないんですよというようなところまで、やはり周知をしないと、単にこの 2 つだけでそれぞれのパッキングプラントが輸出をできるのかというようなことに受け取られると、ちょっとよくないと。これは、全くこのアメリカ産牛肉の輸入再開問題が起きてから出てきた言葉ですから、一般の方が知らないのも当たり前のお話であって、そういう点をやはりもう少し、それこそコミュニケーションできちん知ってもらおうということが大事なのではないかなというふうに思います。

先ほど、日本からのアメリカ向けの牛肉についてどうかという、これは、私は一番新しい日本が BSE 発生してからのアメリカからの日本のいわゆるパッキングプラントに対する査察とか条件というのは、ごく最近の状態は知りませんが、日本が初めて和牛をアメリカに輸出するときに、幾つかの、勿論、日本中のと蓄場などは全然条件

にならない、アメリカがきちんと選んだ、たしかあのときでも4つか5つだったと思いますけれども、それは本当に厳密に向こうから人が来て、そしてOKですよということで、量としては勿論日本からの輸出ですから少ないんですけれども、それが行われるようになったんです。ですから、今回、BSEが日本に発生して汚染国になりましたから、今回の向こうの査察がどのようなになっているかというのは、私も非常に興味のあるところです。

しかし、そこで何を言いたいかというのは、厳しいのは日本だけではなくて、アメリカも厳しいですよということをやはり知らないで、アメリカがやたらに早くやらないと貿易摩擦だとか何とかということが伝わるだけでは、私はちょっと不十分だと思っています。例えば、アメリカはものすごく縦割りでありまして、アメリカ自身は、例えば日本から温州ミカン輸出したい。これはアメリカにないかんきつ類ですから、輸出すれば売れる可能性がある。ただし、アメリカは州によってはなかなか輸入を認めなかった。仮に輸入するとしても、きちんとミカン畑に来て、普通のアメリカ式の管理をしているところから何百メートルか離れた畑でなければ、そこで収穫したミカンでなければ入れないとか、そういう厳しさというのは、やはりお互いの国民の食の安全・安心ということを守る以上、それは当然のことなのであって、それを今回、恐らく「プリオン専門調査会」の方々の議論というのは、ある程度そういう点についてきちんと納得できる議論をされたのではないかというような感想を持ちます。

ちょっと雑感めいて恐縮です。

寺田委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

齊藤事務局長 今、中村委員から温州ミカンの話がありましたけれども、解禁州については数年前から50州全部ということで認められるようになっていきます。ただし、お話に出てきたようないろいろな条件について言えば、やはりそういう意味で厳しい条件が付せられているということは事実です。

寺田委員長 ほかにございますか。確かに、EVプログラムとか輸

出認証プログラムの実際の内容ということは、責任逃れをするわけではないですけれども、担保の方法について管理官庁にこの議論の間でもいろいろと聞いたのですが、はっきりしたことはわからなかったです。ただ、要するにSRMがゼロ歳からとると、対象の牛は20か月以下だと、たしかその点はあるんですけれども、私の理解しているところだと、やはりアメリカとの問題で、今のことはもう少し条件の種類があったかもわからないけれども、いろいろな条件を貿易再開する前でいろいろ議論するのはなかなか難しいというようなことを言っておられたと思います。これが本当にされるとなったら、やれる担保というのは向こうへ行かれて、どういう査察をやられて、どういう内容だったということを知らせるよう報告書にも書いてございますので、管理側できちんとやって、それを私どものところにきちんと「プリオン専門調査会」に御報告をお願いするというのが1つの担保となっています。その内容を国民の皆さんに、管理側として周知徹底するようなことをやっていただきたいということですかね。

中村委員 Beef Export Verificationというのは、これはBを取ってEVになっていますけれども、それは根底にある条件というのがいろいろございます。20か月以下とかSRM除去というのは、日本向けだけですから、メキシコ向けとか韓国向けとかそれぞれ違うので、ただしその根底にある条件というのは、そう簡単にどこでもかしこでも認証するものではありませんよというところは、私は一応伝えた方がいいと思うんです。そうしないと、何か言たってきちんとやらないのではないかとか、信用できないとか。それを違反したときは、やはり相当な厳しいあれがあるということも知った上で、それでなおかつ査察なり何なりというのに臨むのがいいと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。ございませんか。

見上先生は何か。

見上委員 吉川座長がいろいろ苦勞なさってまとめてくださったことに対しては、非常に感謝しています。ただ、言いたいことはいっぱいあるんですけれども、それはこの諮問が最初に出されたときに吉川さんへきちんとメモを渡してありますので、それ以上のことは言い

ません。

今後、可能な限り国際的な決め事に沿ってやっていくということが、日本が今後、特に食べ物に関してなんですけれども、生きていける必要最小限のことだと思います。先ほどお話に出ました21か月、23か月の脳材料をマウスに接種した実験も、既にあるものは600日ぐらい経っているはずで、そういうものが報告として「プリオン専門調査会」の中で論議されなかったことも不思議でした。決まったことはそれとして、やはり小泉委員がお話しになったように、そういうデータも含めながら本当にアメリカの牛肉が安全か安全でないかを考えていただければよかったなというように思っているのが今の感想です。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。

それでは、皆さん、いろいろ貴重な御意見をいただきましたけれども、全体の報告書そのものはこれでよろしゅうございますか。いろんなそれに対する貴重な御意見だとかがあって、それは議事録に当然残りますし、必要なところは重ねてまた目の前に管理省庁の方がおられて、本当に御苦労でしょうけれども、これは非常に大事なところなのでございますから、管理機関、厚生労働省、農林水産省がやるべきことをきちんとやっていただくように、是非、お願いしたいと思います。

この文書に関しましては、こういうことで、「てにをは」で細かいところで直すところはあるかもわかりませんが、委員長に一任ということでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

今のいろんな御意見を整理してもらって、たたき台のようなものを、今の御意見は「てにをは」的のところが多いと思いますけれども、それを私の方で治して、委員の先生方に全員に確認していただくということになりますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、本件はそのようにしまして、全員に確認していただいた後、厚生労働省及び農林水産省にお送りしたいと思っております。どうもありがとうございました。

また、吉川座長におかれましては、大変お忙しいところ御出席くだ

さいまして、ありがとうございます。なお、この後も何か約束事があるそうで、御無理してここに出てくださいました。本当にどうもありがとうございます。

(吉川座長、退室)

寺田委員長 それでは、続きまして農薬「オリサストロピン」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料1-2をごらんいただきたいと思えます。「オリサストロピンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

めくっていただきまして、3ページ目でございますが、オリサストロピンにつきましては、11月2日～11月27日まで国民の意見聴取を行いました。これの結果につきましては、一番後ろのページに参考ということで付いておりますが、特に提出はございませんでしたので、このまま決定をさせていただきたいと思っております。概略については、前回お話ししておりますので、要点についてだけ御報告させていただきたいと思えます。

5ページ目をごらんいただきたいと思えますけれども、オリサストロピンはストロビルリン系の殺菌剤であり、ミトコンドリア内のチトクローム電子伝達系阻害による呼吸阻害により殺菌活性を示すものでして、日本が最初の登録申請国であり、他国では登録されておられません。

4ページのところに要約がございますので、そちらをごらんいただきたいと思えますけれども、本品につきましては、各種試験成績を用いて、食品健康影響評価を実施しております。

評価に供した試験成績は、動物代謝(ラット)、植物代謝(水稻)、土壤中運命、加水分解、水中光分解、土壌残留、作物残留、急性毒性(ラット)、亜急性毒性(ラット、イヌ)、慢性毒性(イヌ)、慢性毒性/発がん性併合(ラット)、発がん性(マウス)、2世代繁殖(ラット)、発生毒性(ラット、ウサギ)、遺伝毒性試験などがございます。

試験結果から、催奇形性、遺伝毒性は認められてはおりません。発

がん性試験では、十二指腸（ラット、マウス）、また甲状腺（ラット）で腫瘍が認められましたが、いずれも発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

各試験の無毒性の最小値がラットを用いた慢性毒性／発がん性の併合試験の 5.2 mg/kg 体重 / 日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.052 mg/kg 体重 / 日を 1 日摂取許容量（ADI）と設定いたしました。

なお、パブリック・コメントのときの原案と一部相違がございまして、化学物質の和文名、数値、単位などに誤記がございましたので、それを訂正するとともに、より適切な表現となるような文言の整理を行っております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見ございますでしょうか。念のために、不適切な言葉とはどういう言葉ですか。

國枝評価課長 新旧対照表を付けるべきであったんですけども、化学物質について英文がございしますが、それに対する英文の和文を直すときに、英語の読み方を間違えて書いていたというのがかなり多くございます。あと、数値で、例えば 6 ページ目でございますけれども、表 1 のところの「腸管」のところの数値が 143.7 と前回書いてあったんですけども、実際は 144 であるというようなこととか、あるいは 10 ページ目の「7. 作物残留試験」のところでのこの下のところになりますが、50 g、失礼しました。これ訂正でございますが、実は active ingredient の「ai」を入れて「50 g/ai 箱及び」の後に「本田」というのが入っていますが、前は入ってありませんでした。そういう部分です。あと、11 ページのところの表 3 の部分ですけれども、今、ここでは「（本田）」という形でプラスというように書いてございますけれども、前回、その部分が抜けておりましたので、加筆をしております。

以上のようなところの部分です。

それから 14 ページの真ん中辺でございますが「1500 ppm 投与群の雌雄」のところで、血清中の塩素の増加、血清中のカルシウムの減少と前回書いてあったんですが、この血清中のカルシウムの減少というのは、雌雄ではなくて、雄についてのカルシウムの減少でございましたので、ちょっと場所を移動させております。

概略はそのようなところですよ。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どうも、失礼しました。

この内容に関しまして、御意見ございませんですね。それでは、この農薬「オリサストロピン」につきましては「農薬専門調査会」におけるものと同じ結論になりますが、1日摂取許容量を 0.052 mg/kg 体重/日と設定するという事によろしゅうございますですね。

どうもありがとうございます。

それでは次に「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

吉岡勸告広報課長 それでは、資料 2 に基づいて御説明をさせていただきます。

11 月分の「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等でございますが、お問い合わせ件数は 124 件。うち B S E 関係が 67 件でございました。

内訳でございますが「食品安全委員会関係」が 37 件、「食品の安全性関係」が 59 件、「食品一般関係」が 28 件でございます。このうち、問い合わせの多い質問等ということで、質問と答えの形で御用意させていただいたのが 2 問でございます。

まず 1 点目が「米国・カナダ産牛肉等の審議結果案について、意見交換会が全国 7ヶ所で開催されたとのことですが、主にどのような意見が出たのでしょうか。概要について教えてください」。

これに対する答えですが「米国・カナダ産牛肉等の審議結果案について、11月14日～同月22日まで、全国7ヶ所（札幌、大阪、仙台、福岡、広島、名古屋、東京）において意見交換会を開催いたしました。各会場とも、プリオン専門調査会専門委員による講演の後、消費者、生産者、食品関連事業者等のパネリストによるパネルディスカッション

ンと会場参加者との意見交換を行いました。

意見交換会の概要及び会場で出された主な意見等につきましてはホームページ（[http:// www.fsc.go.jp/koukan/zenkoku_risk17bse/zenkoku_risk17bse.html](http://www.fsc.go.jp/koukan/zenkoku_risk17bse/zenkoku_risk17bse.html)）に掲載しておりますのでご覧ください。また、各意見交換会の議事録等につきましても、今後、順次ホームページに掲載していく予定です」ということで、ホームページの方をリンクさせていただく予定にしております。

また2問目でございますが「食品安全モニターの目的やその役割について教えてください。また、平成18年度の食品安全モニターの募集はいつごろ行われるのでしょうか」という御質問でございます。

これに対する答えでございますが「食品安全モニターは、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図る上で、消費者の方々に日常の生活を通じて、食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについてご意見をいただくことを目的としています。

これまで、食品の安全性に係る調査についての報告、食品安全行政などに関する意見等の随時報告、食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供、地域が開催される食品安全モニター会議への出席、委員会が行う食品の安全性に関する情報提供への協力、などの活動をお願いしています。

平成18年度食品安全モニターの募集につきましては、17年度と同様、2月目途に募集を行う予定としておりますが、詳細につきましては、募集要項が決定次第、当委員会ホームページや政府広報などを通じお知らせしますので、そちらをご確認いただきますようお願いいたします」とお答えを用意しております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、何か御意見、質問などございますですか。よろしゅうございますね。

どうも御苦労様でございました。

それでは、その次に「その他」です。「汚染物質・化学物質専門調

査会合同ワーキンググループの設置について（案）」、事務局より説明があります。

國枝評価課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について（案）」ということで「-清涼飲料水の規格基準（汚染物質）の改正に係る食品健康影響評価の進め方-」についてですが、これについて「汚染物質専門調査会」からの提案ということでございます。

まず「1 経緯」を読ませていただきたいと思います。平成15年7月1日付けで厚生労働省が「食品安全委員会」に意見を求めてきました清涼飲料水に係る食品健康影響評価、具体的にはここには書いてございませんが、48物質ございまして、水道法に基づく水質基準が30物質、水質基準を補完するための水質管理目標が17物質、ナチュラルミネラルウォーター類としてCODEXの規格に載っておるもの16物質。このうち、15物質については、既に先ほどの基準に載っているものと重複がございますので、実際には1物質になりますが、計48物質につきまして、食品健康影響評価が求められておりまして、「食品安全委員会」において「汚染物質専門調査会」で審議することとされたところでございます。

「汚染物質専門調査会」では、本件の効率的な審議のために、情報収集の進んだものから小グループにより評価書案を検討した上で専門調査会に提案することとされました。

その過程の中で、発がん物質の取扱いなどについて、汚染物質専門委員以外の専門家、具体的には、発がん性とか遺伝毒性などでございますが、これらについての意見を参考にすると必要があるとの意見があり「汚染物質専門調査会」と発がん性、遺伝毒性の専門家がいる「化学物質専門調査会」の協力を得て審議することが適当と考えられました。

このことから「汚染物質専門調査会」及び「化学物質専門調査会」との合同の専門調査会によって審議を行うこととし、また、実際には合同の専門調査会を開催して審議する場合には、専門委員の人数が多いことから、効率的な審議が困難ということも考えられるといった事

情を踏まえまして、12月2日の「汚染物質専門調査会」では「化学物質専門調査会」の専門の方の御協力も得て、合同ワーキンググループをつくってはどうかということで、当初の小グループからの提案があり、これについて「汚染物質専門調査会」としては、それはいいことではないかということで、今回「食品安全委員会」の方に提案させていただいたものでございます。

「2 運営」としましては、合同ワーキンググループの設置ということで「汚染物質専門調査会」及び「化学物質専門調査会」両専門調査会の下に、毒性、分析、発がん性、遺伝毒性等を専門とする委員の合同ワーキンググループを設置する。

また、合同ワーキンググループの構成ですけれども、これについては「汚染物質専門調査会」及び「化学物質専門調査会」に属する専門委員から構成する。

合同ワーキンググループについては、委員の互選により座長が議長をつかさどる。

また、座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者に参考人として参加を求めることができるものとする。

評価結果の取扱いですが、合同ワーキンググループの評価結果については「汚染物質専門調査会」及び「化学物質専門調査会」に報告するとともに、求めに応じて「食品安全委員会」に説明することとしたいというものでございます。

以上につきまして、今後はこの清涼飲料水の規格基準の改正については「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」の合同で行うということと、これから「化学物質専門調査会」が開催を予定されておりますので、その「化学物質専門調査会」の方で御了解をいただければ、その両専門調査会の合同ワーキンググループを開くという形で進めてよいかどうかについて、御了解をいただければと思っております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

何か質問とか御意見、ございますでしょうか。これ、47ですか。

國枝評価課長 48物質でございます。

寺田委員長 48物質、大変ですね。

國枝評価課長 実を言いますと、あとこれ以外に農薬の関係のものが93物質、諮問がされております。

寺田委員長 どうも御苦労様ですね。そちらに聞いてもしようがないんですけれども、これに加えて、ポジティブリストでまた来るんですね。

國枝評価課長 そうですね。ちょっとその部分の整理について、また今後、厚生労働省とも協議しなければいけない部分があるかと思っております。

寺田委員長 日常飲んでいるような水のことですから、飲料水で大事なことなんですけれども、形の上で、要するに合同の専門調査会をつくって、その中から合同ワーキンググループをつくるということですね。合同ワーキンググループは合同専門調査会に答えを返して、合同専門調査会としてこの委員会の答えが返ってくるのか、細かいですけれども、あるいはそれぞれ別個の専門調査会で答えを出して、それぞれなのか。一番下のところに、ここの書き方だったら、それぞれの専門調査会によって同じ答えが返ってくるという形なんですか。

國枝評価課長 一応、形としましては「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」の合同でやるということですので、形的には合同ワーキンググループはそれぞれの調査会の下ということですので、結果については、それぞれの調査会に報告する形になります。ただ、例えば今回のプリオンのような形の報告書が出た場合には、場合によっては「食品安全委員会」として、そのワーキンググループの結果について聞くような場合には、直接ワーキンググループの座長あるいは座長代理から報告という形で御説明をいただくようなこともあるということで、こういう形式とさせていただきました。

寺田委員長 それはいいんですけれども、この委員会に来るのはだれが母体で評価結果を私どものところに来るんですかという、ごく単純な質問なんです。

國枝評価課長 これは、合同です。「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」の両方ということですよ。

寺田委員長 合同の専門調査会から来る。

國枝評価課長 はい。

寺田委員長 ほかに何かありますか。

どうぞ。

本間委員 勉強のためにお尋ねいたしますが、結局、水道水の安全に関しましては、実際にこの委員会が主体的な責任というか、対応をする場所なんでしょうか。それとも、ほかの機関で類縁のことが取り交わされるんでしょうか。

國枝評価課長 食品安全基本法の中の法定の諮問事項の中に、水道法の基準などを改正する場合には諮問する形になっております。

寺田委員長 水道法の基準を変えるときには、こちらに言ってくるということでしょう。

國枝評価課長 そうなります。したがって、例えば今回、ADIを設定した場合に、変更を先行している水道法などで行わなければならないような場合には、改めて諮問が参ることになります。

本間委員 すべて水道法ですか。

寺田委員長 薬以外口から入るものは食品ですね。

本間委員 そうですか。わかりました。

寺田委員長 ほかにないですね。どうもありがとうございました。

それでは、清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価については、今後は「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」の合同で行うこととしまして「化学物質専門調査会」の了承を得られれば、両専門調査会の合同ワーキンググループで調査審議を行うことでよろしゅうございますですね。どうもありがとうございました。そのようにしたいと思います。

そのほかに、議事はありますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。

以上をもちまして「食品安全委員会」第123回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、12月15日木曜日14時から開催い

たします。なお、12月12日月曜日10時から「緊急時対応専門調査会」を公開で、同じく12日10時30分から「新開発食品専門調査会」を公開で、13時30分から「化学物質専門調査会」を公開で、13日火曜日10時から「新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループ」を公開で、14日水曜日10時から「添加物専門調査会」を公開で、同じく14日の14時から「農薬専門調査会」を非公開で開催することを予定いたしておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。